

「地域イノベーション協創プログラム」評価検討会 経済産業省に追加説明を求める事項

1. 現状分析について

- 1. 地域新生コンソーシアム研究開発事業、大学発事業創出実用化研究開発事業における実績データ
 - (1) 応募件数と採択件数(採択倍率)。
 - (2) 売り上げ(収入)の総額および雇用者の総増加数(できれば地域別、分野別に)。
 - (3) 通産局別および分野別の採択状況と事業化率。
 - (4) 採択された主要な研究テーマ、及びその事業化状況についてのデータ。
- 2. 既存施策の課題、成果等
 - (1) 新規の施策となっているが、これまでの施策の継続という側面も否定できない。これまでの施策の問題点と成果について、より具体的に数値、ケースを明示し、本政策の意義を明らかにしてほしい。
 - (2) これまでの施策における成功事例として示されたものは、地域の特性を踏まえているか。

2. 全体施策(他事業との関連)について

- 1. 文部科学省の関連施策、及び経済産業省の既存関連施策に加え、本施策を新規に立ち上げることであり、シームレスな支援を実現するために行う具体的な取組
 - (1) 本事業を含む、地域を意識したイノベーション創出の各種施策と、国全体を対象にした同目的の各種施策の予算比率、およびそれらの間の連携方策。
 - (2) 本事業のうちイノベーション創出基盤形成事業と従来から継続している広域的新事業ネットワーク等補助金との関係如何。
 - (3) 経済産業省の産業クラスター計画、企業立地促進法との関係。
 - (4) 知的クラスター計画との連携を図るための実施する具体的な方策。
 - (5) 文部科学省による大学発バイオ系ベンチャーへの支援策(20億円)との役割分担。
 - (6) 文部科学省事業「先端研究施設共用型イノベーション創出プログラム」との相違点。
 - (7) 国レベルでの施策の重複の排除、域外との連携推進を行うための調整機能を果たす仕組みは検討されているか。

3. 目標設定について

- (1) 事業化されているかどうかの判断基準としては、事業収入がある(営業品目になり、売り上げとして計上される)ことが想定されるが、本プログラムの数値目標として掲げられている、事業化率の対象としてカウントされる「事業化」の定義如何。また、これまでの事業(地域新生コンソーシアム等)において事業化率を集計した際の「事業化」の定義如何。
- (2) 本事業において設定された事業化の定義に対し、事業化率30%、40%という数値目標の設定根拠、およびそれが妥当と考える根拠。
- (3) 事業化率以外の指標、目標値とその根拠。なぜその指標を設定したか、指標設定の妥当性が担保される形で提示。

4. 制度設計について

- 1. 採択審査の実施方法について

- (1) 審査基準の考え方。
- (2) 審査員の選任方法・基準、利害関係者排除の徹底はどのように行うか。
- (3) 地域イノベーション創出研究開発事業において、地方経済産業局に審査会を設置した場合、その地域の全ての技術分野についてひとつの審査会が審査することになるが、技術の専門性、客観性、長期継続性等の観点で適切な人材の確保、育成が可能か。
- (4) 地域別、分野別の事業化率の比較とそれをもとにした、新しい採択戦略。
- (5) 課題の不合理な重複排除への取組み如何（府省共通研究開発管理システムの活用を前提としているか。また、申請は電子申請か、申請書にはエフォートを記入させる様式か等）。

- 2. 補助金化の効果、影響について

- (1) 委託から補助に変えることを決定する際に、他に検討した対策候補は何か。また、候補の中から補助金化を選択した理由。
- (2) 補助金への変更により、これまでの取組で不十分とされた点がどのように改善されるか。
- (3) 従来の地域新生コンソーシアムを地域イノベーション創出事業に改編することによって、産業クラスターの形成・発展にどのような効果が期待できるか（規模が拡大する等、具体的に）。また、委託事業から補助事業に切り替わることによる影響はあるか、あるとすれば、それらにどのように対応するのか（大学発ベンチャーの応募等）。

- 3. 経費の取扱について

- (1) 間接経費を考慮した場合の補助率設定の考え方。
- (2) 間接経費について「30%を上限とした間接経費を計上することが可能」とあるが、平均して何%と考え積算しているか。
- (3) 研究費の繰越や、複数年契約等、研究者にとって使い勝手の良い弾力的な経費使用についてどのように取り組んでいるか。

- 4. 予算設定

- (1) 本事業（基盤形成、および研究開発）の需要見込みと、それに対する予算規模設定の考え方。
- (2) イノベーション創出研究開発事業で1件1億円以内とする根拠。

- 5. 本プログラムの取組

- (1) 本施策における既存施策からの改善点や、新規の方策等、目標とするアウトカムを実現するための取組について、ロジックモデル等を活用して体系的に提示してほしい。
- (2) 2つの施策（地域イノベーション創出、大学発事業創出実用化）の相違点（住み分け）、及び基盤形成事業も含めプログラムとして一体化することの効果。
- (3) 事業化までの3、4年間の間の支援策についての具体案。
- (4) 大学発ベンチャーで事業化に成功しているものには、情報系のベンチャーが多いが、ものづくり系以外のベンチャー企業へはどのような配慮を考えているか。

- 6. 本事業において、世界的に競争力のある技術・製品を持つ強い中小企業を育成するための方策

- (1) 大学の技術ソースと、中小企業の要求のマッチング方法（技術スペック、実現時期、コストの観点から）
- (2) 具体的にどのようなテーマについてどのような組み合わせが有りうるか。
- (3) 対象技術について外国出願特許を確保する方策は考えられているか。
- (4) これまでのプログラムの反省を踏まえ、本施策はバラマキに終わらない工夫は考えられているか。

- 7. 国際性（競争力、連携）に対する考え方
 - (1) 「地域イノベーション協創プログラム」において、国際的な視野、連携等をどのように検討したか、検討した場合、どのような理由で国際連携を排除したか。
 - (2) グローバル化について、地域産業の国際競争力、とくに輸出や国際特許、海外企業とのその後の技術提携等を強化するための取組。
 - (3) 国外の地域との連携をどのように位置づけるか。
- 8. 地域性に対する考え方
 - (1) 域内の活性化とリソース活用に向けた具体的な取組（地方自治体のイニシアティブ等）。
 - (2) 地域においては、最先端の技術シーズとはいえないものも出てくるおそれがある。地域ブロック別にどのように予算を配分するかについての方針如何。
- 9. 運営、管理に関する考え方
 - (1) 競争的資金の研究期間は3～5年間を基本としているのに対し、研究期間は2年以内（地域イノベーション創出研究開発事業）もしくは3年以内（大学発事業創出実用化研究開発事業）となっているが、十分な期間と考えているか。
 - (2) 本プログラムにおける研究費の使用や管理に関するルールや手続きは、経済産業省内で統一化されたものとなっているか。そうでない場合、統一化する計画はあるか。また、他省庁の制度との統一化に関する取組みはあるか。
 - (3) 交付時期については「できるだけ早期に」とあるが、平年度化したら何月ごろを予定しているか。
 - (4) 中間評価が初年度末、最終評価が事業終了後に行われるが、評価の時期は適切か。多頻度であるのにシームレスな支援につながらないのではないか。
- 10. 体制について
 - (1) 運営協議会の体制と機能（コミットする事、およびその責任体制、コーディネータの選定方法とその役割等）。
 - (2) 地域イノベーション創出研究開発事業において、産学の共同研究体制の中で管理法人の果たす役割、及び責任体制。
 - (3) 地域イノベーション創出研究開発事業の配分機関への移行計画はあるか。